

6月は「浸水対策強化月間」です

「浸水への備え」をお願いします

☎水再生課☎内線2871

冠水・浸水などの水害を防ぐには、日ごろの備えが大切です。ごみなどで道路の排水溝や側溝がふさがっていると、雨水が下水道に流れず、道路が冠水する原因になります。排水溝や側溝は小まめに清掃し、上に車の乗り入れブロックなどの物を置かないようご協力ください。

最新の気象情報のチェックも有効です

- ◆東京アメッシュ(東京周辺の雨量強度を5分ごとに更新)
HP <https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>
- ◆気象庁高解像度降水ナウキャスト(1時間先までの5分ごとの降水予測を表示)
HP <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

男女共同参画週間パネル展

内閣府が実施する6月23日～29日の「男女共同参画週間」に合わせて、「自分らしい生き方やさまざまな働き方を選択できる社会をめざして」をテーマに、三鷹版働き方改革モデル企業の取り組み事例や、多様な性に関連したパネルの展示、市の男女平等参画の取り組みや相談窓口の紹介などを行います。

☎6月24日(月)～28日(金)午前8時30分～午後5時

所 市役所1階市民ホール

申 期間中会場へ

☎企画経営課☎内線2115



男女平等参画相談員をご利用ください

セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、ドメスティックバイオレンスなどの男女平等参画に関わる人権侵害についての相談に応じます。相談員が必要と認めるときは、関係者に対し是正の要望、助言などを行うことを市長に対して意見具申することができます。相談員は弁護士の向畑留美子さんと桜井淳雄さん。

人 在学・在勤を含む市民

所 相談・情報課(市役所2階)

申 ☎直接または電話で同課☎内線2215へ

「こころの相談室」
「こころの相談ダイヤル」
をご利用ください

☎企画経営課☎内線2115

子育てや介護、夫婦・親子関係や対人関係、自己内面のことなど、専門の相談員と一緒に解決の糸口を探します。お気軽にご相談ください。

こころの相談室(対面相談)

☎毎週木・土曜日午後1時～5時(祝日・年末年始を除く。1回50分まで)

人 在学・在勤を含む女性市民

所 女性交流室(下連雀3-30-12中央通りタウンプラザ4階)

申 事前に相談・情報課☎内線2215へ

こころの相談ダイヤル(電話相談)

☎毎月第2火曜日午後1時～4時、第4火曜日午後5時～8時(祝日・年末年始を除く。1回30分まで)

人 在学・在勤を含む市民

申 相談員直通番号☎29-9864へ



郵便等による不在者投票制度

☎選挙管理委員会事務局☎内線3036

市の選挙人名簿に登録されており、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちで【表1】に該当する方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便等による不在者投票をすることができます。

また、郵便等による不在者投票ができる方で【表2】に該当する場合は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方に限ります)に、投票に関する記載をさせることができます(代理記載投票)。

【表1】郵便等による不在者投票ができる方

手帳などの種類	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【表2】代理記載投票ができる方

手帳の種類	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

災害時に支援が必要な方の名簿づくり
にご協力ください

☎地域福祉課☎内線2663へ

市では、災害時の円滑な避難支援のため、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者の名簿を作成しています。

次の要件の①～⑤に該当する方は、市の住民情報に基づき名簿に登録しました。⑥⑦に該当する方で、名簿への登録を希望する方は同課までお申し込みください。

市が定める対象者の要件

- 75歳以上で1人暮らしの方、または75歳以上のみの世帯の方
- 介護保険の要介護1または2で、1人暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
- 介護保険の要介護3～5の方
- 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③④と同居する家族が全員75歳以上の方
- 難病で避難に支援が必要な方
- 75歳以上で日中独居など、避難に支援が必要と思われる方

新たな登録者へ情報提供同意書を7月に郵送します

新たに名簿登録の対象者になった方と、平成30年度に同意確認をいただけなかった方に、情報提供同意書(関係機関への情報提供に同意・不同意の確認をするための通知)を郵送します。同意・不同意の意向と必要事項を記入し、期限までに返送してください。

関係機関との名簿情報の共有

名簿に登録された方の情報は、本人の同意が得られた場合、平常時から関係機関(三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、民生・児童委員、自主防災組織、三鷹市社会福祉協議会、町会・自治会・マンション管理組合)と共有します。また、提供に同意しない場合でも、災害時には生命保護のため関係機関に提供する場合があります。なお、情報の提供に当たっては、市と関係機関が協定を締結し、個人情報がかく漏れることがないように、適切に管理します。

経済的に苦しい 生活に困っている そんなときは生活・就労支援窓口にご相談ください

☎同窓口☎内線2678

生活相談に応じ、就労などを支援する窓口です。経済的な理由などで不安や心配を抱えている方の相談に専門の相談員がお応えし、関係機関と連携しながら状況の改善を支援します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。
☎平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
所 市役所2階
※生活保護を受給している方は対象になりません。

こんなご相談に応じます

- 収入がなくなり生活が不安だ
- 家賃が払えず家を出なければならない
- 収入より支出が多い
- ずっと働いていないので就職が不安だ
- 引きこもりやニートで悩んでいるなど

支援の例

- すぐに仕事に就くことが可能な場合→ハローワークなどの連携
ハローワーク三鷹などと連携しながら、就職活動支援を行います。
- 就職するために住居の確保が必要な場合→住居確保給付金の支給
離職などで住居を失った方、または失う恐れの高い方に、原則3カ月間(最大9カ月間)家賃相当額を支給し、就労を支援します(収入や資産要件のほか、就職活動をすることなどが条件です)。
- 仕事に就くために生活改善などのサポートが必要な場合→就労準備支援
「社会との関わりに不安がある」「就労意欲が低下している」など、すぐに就労することが難しい方に、期間を定めたプログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。
- 家計の立て直しが必要な場合→家計改善支援
早期の生活再生のために、家計状況の「見える化」を図り、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。
- 子どもの学習・進学支援が必要な場合→子どもの学習等支援
子どもの学習支援をはじめ、不登校や引きこもりなどの状況にある子どもや若者への支援などを行います(世帯収入が住民税非課税相当以下の方が対象)。

相談支援の流れ

